

令和 2 年 9 月
令和 2 年 第 6 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第13号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	1
報告第14号	令和元年度栃木市継続費精算報告書	4
報告第15号	令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	6
報告第16号	栃木市土地開発公社の令和元事業年度事業報告書の提出について	8
報告第17号	一般財団法人栃木市農業公社の令和元年度事業状況報告書の提出について	9
報告第18号	株式会社観光農園いわふねの令和元年度経営状況説明書の提出について	10
議案第57号	令和2年度栃木市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議案第58号	令和2年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第59号	栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について	11
議案第60号	栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	20
議案第61号	栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	22
議案第62号	栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定について	24
議案第63号	栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第64号	栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第65号	財産の処分について（日光市瀬川地先）	32
議案第66号	令和元年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	33
議案第67号	令和元年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について	34
議案第68号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	35
議案第69号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	36
議案第70号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	37
認定第1号	令和元年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	38
認定第2号	令和元年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	39
認定第3号	令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	40

認定第 4号	令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）	
	歳入歳出決算の認定について	41
認定第 5号	令和元年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	
	歳入歳出決算の認定について	42
認定第 6号	令和元年度栃木市水道事業会計決算の認定について	43
認定第 7号	令和元年度栃木市下水道事業会計決算の認定について	44

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

1 専決第6号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年8月3日

栃木市長 大川 秀子

令和2年5月13日、栃木市城内町2丁目地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

NTT東日本

2 損害賠償の額

125,685円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

令和元年度 栃木市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
3	1	北部健康福祉センター 整備事業	30	1,057,887,000	-	952,000,000	100,000,000	5,887,000
			元	705,258,000	-	634,700,000	70,000,000	558,000
			計	1,763,145,000	-	1,586,700,000	170,000,000	6,445,000
3	2	子育て支援施設子ども の遊び場整備事業	30	119,799,000	32,179,000	78,800,000	-	8,820,000
			元	80,199,000	21,620,000	52,700,000	-	5,879,000
			計	199,998,000	53,799,000	131,500,000	-	14,699,000
8	4	(仮称) 地域交流セン ター等整備事業	29	487,407,000	177,566,000	278,800,000	-	31,041,000
			30	607,384,000	155,370,000	406,800,000	-	45,214,000
			元	129,973,000	-	116,900,000	-	13,073,000
			計	1,224,764,000	332,936,000	802,500,000	-	89,328,000

報告第14号

(単位：円)

実 績					比 較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
141,300,000	-	127,100,000	10,000,000	4,200,000	916,587,000	-	824,900,000	90,000,000	1,687,000
1,467,267,200	-	1,320,600,000	146,666,000	1,200	△762,009,200	-	△685,900,000	△76,666,000	556,800
1,608,587,200	-	1,447,700,000	156,666,000	4,201,200	154,577,800	-	139,000,000	13,334,000	2,243,800
-	-	-	-	-	119,799,000	32,179,000	78,800,000	-	8,820,000
133,134,200	40,323,000	83,400,000	-	9,411,200	△52,935,200	△18,703,000	△30,700,000	-	△3,532,200
133,134,200	40,323,000	83,400,000	-	9,411,200	66,863,800	13,476,000	48,100,000	-	5,287,800
-	-	-	-	-	487,407,000	177,566,000	278,800,000	-	31,041,000
518,898,000	286,179,000	210,100,000	-	22,619,000	88,486,000	△130,809,000	196,700,000	-	22,595,000
582,199,800	327,721,000	228,900,000	-	25,578,800	△452,226,800	△327,721,000	△112,000,000	-	△12,505,800
1,101,097,800	613,900,000	439,000,000	-	48,197,800	123,666,200	△280,964,000	363,500,000	-	41,130,200

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

1 健全化判断比率

指標名称	数値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.59%
連結実質赤字比率	—	16.59%
実質公債費比率	9.4%	25.0%
将来負担比率	45.2%	350.0%

2 資金不足比率

会計名称	数値	経営健全化基準
栃木市水道事業会計	—	20.0%
栃木市下水道事業会計	—	20.0%

3 監査委員の意見

別紙のとおり

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

栃木市土地開発公社の令和元事業年度事業報告書の提出について

栃木市土地開発公社の令和元事業年度事業報告書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

一般財団法人栃木市農業公社の令和元年度事業状況報告書の提出について

一般財団法人栃木市農業公社の令和元年度事業状況報告書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

株式会社観光農園いわふねの令和元年度経営状況説明書の提出
について

株式会社観光農園いわふねの令和元年度経営状況説明書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市税条例の一部を改正する条例

(栃木市税条例の一部改正)

第1条 栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第3条の9第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に

年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

21 法附則第62条に規定する条例で定める割合は0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する

法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、準用する。

第2条 栃木市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第

第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削る。

第23条第3項中「規定する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」

を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項中「同項の申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の9第2項中「及び第4項」を削る。

第3条 栃木市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第21項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第

25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。) 第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中栃木市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第1条中栃木市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の9及び第4条第1項の改正規定並びに第3条並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中栃木市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第

6条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中栃木市税条例附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の栃木市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の9の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である栃木市税条例第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の栃本市税条例の規定
中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この
項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所
得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同
法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税
法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」と
いう。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結
子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2
第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4
号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用
する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が
4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施
行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規
定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の
連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分
の法人の市民税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべ
きであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべ
きであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

(栃木市都市計画税条例の一部改正)

第1条 栃木市都市計画税条例（平成22年栃木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第19項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 栃木市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第19項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の栃木市都市計画税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお、従前の例による。

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年栃木市条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め
る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

栃木市公園条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市公園条例の一部を改正する条例

栃木市公園条例（平成22年栃木市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書きを加える。

ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

別表第1中

野球場	を
陸上競技場	
サッカー場	
ゲートボール場	
ゲートボール場	に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市公園有料公園施設に関する条例の一部を改正する条例

栃木市公園有料公園施設に関する条例（平成22年栃木市条例第192号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

野球場	を
陸上競技場	
サッカー場	
ゲートボール場	

」

「

ゲートボール場	に
---------	---

」

改める。

別表第2の8 岩舟総合運動公園の部中

「

野球場（1面につき）	1時間につき	310円	を
陸上競技場	1時間につき	310円	
サッカー場	1時間につき	520円	
ゲートボール場（1面につき）	1時間につき	210円	

」

「

ゲートボール場（1面につき）	1時間につき	210円	に
----------------	--------	------	---

」

改め、同部備考中「野球場、陸上競技場、サッカー場及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

栃木市歴史民俗資料館条例（平成22年栃木市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

栃木市星野遺跡記念館	栃木市星野町392番地4
------------	--------------

別表第1 栃木市おおひら歴史民俗資料館 栃木市おおひら郷土資料館「白石家戸長屋敷」の項中「日曜日」の次に「、土曜日」を加え、同表栃木市藤岡歴史民俗資料館の項中

「

- | |
|--|
| (1) 月曜日（ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日） |
| (2) 休日の翌日（ただし、この日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合を除く。） |
| (3) 12月29日から翌年1月3日までの日 |
| (4) 館内整理、展示替えの期間 |

を

「

- | |
|---|
| (1) 月曜日及び火曜日（ただし、このいずれか又は両方が休日に当たる場合は、当該日を除く。） |
| (2) 月曜日又は火曜日に開館した場合の翌日（ただし、その日が休館日又は休日に当たるときは、その翌日） |
| (3) 休日の翌日（ただし、この日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合を除く。） |
| (4) 12月29日から翌年1月3日までの日 |

に

(5) 館内整理、展示替えの期間

改め、同表に次のように加える。

栃木市星野 遺跡記念館	午前9時30分から 午後4時30分まで	(1) 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日（ただし、このいずれか又は全部が休日に当たる場合は、当該日を除く。） (2) 12月29日から翌年1月3日までの日 (3) 館内整理、展示替えの期間
----------------	------------------------	--

附 則

この条例は、令和2年11月3日から施行する。ただし、別表第1 栃木市おおひら歴史民俗資料館栃木市おおひら郷土資料館「白石家戸長屋敷」の項の改正規定は、公布の日から施行し、同表栃木市藤岡歴史民俗資料館の項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

1 財産の表示

種別	価格(購入時)	購入年月日	所 在
立木	10,000,000円	平成10年10月20日	日光市瀬川1266-3地先
立木	10,000,000円	平成10年8月12日	日光市瀬川1216-2地先

- 2 売却の方法 随意契約による売却
- 3 売却予定価格 20,000,000円
- 4 売却相手 宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県知事 福田 富一

令和元年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

令和元年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金950,212,809
円のうち650,000,000円を資本金に組み入れ、300,212,
809円を減債積立金に積立てることについて、地方公営企業法（昭和27
年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

令和元年度栃木市下水道事業会計剰余金の処分について

令和元年度栃木市下水道事業会計未処分利益剰余金558,989,394円のうち230,351,432円を資本金に組み入れ、328,637,962円を減債積立金に積立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市西方町本城337番地

氏 名 青木 利男

生年月日 昭和39年10月13日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町木284番地3

氏 名 荒木 由和

生年月日 昭和30年3月26日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町榎本654番地

氏 名 石原 謙太郎

生年月日 昭和23年8月24日

令和元年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度栃木市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

令和元年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

令和元年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和元年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出
決算の認定について

令和元年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

令和元年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳入歳出決算の認定について

令和元年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀 子

令和元年度栃木市水道事業会計決算の認定について

令和元年度栃木市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

令和元年度栃木市下水道事業会計決算の認定について

令和元年度栃木市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。

令和2年8月28日提出

栃木市長 大川 秀子

